

# 第66回中小企業団体全国大会決議(概要)

わが国の経済を力強い成長軌道に乗せるためには、経済の好循環を全国津々浦々まで実現する必要がある。中小企業・小規模事業者が、事業を通じて地域経済への貢献とその経済活動によってもたらされた利益を享受できるよう、生産性と収益性の向上を図っていく必要がある。国及び都道府県は、国民のくらしを支える中小企業・小規模事業者の事業の持続的発展を実現するよう、下記事項の実現を強く要望する。

## 1. 地域活性化と一体となった中小企業対策の実行

### (1) 改訂日本再興戦略の迅速な実行

・全国津々浦々の中小企業が景気回復を実感できるよう「改訂日本再興戦略」、特に鍵となる地域活性化対策を迅速に実行すること。

### (2) 中小企業地域資源活用促進法等の強化

・地域再生法や中小企業地域資源活用促進法を見直し、地域全体の活性化を図る骨太な法改正を行うこと。

### (3) 小規模企業振興基本計画の実行

・「基本計画」に基づく具体的な施策を迅速に実施し、中小企業の創業、連携・組織化、事業承継、事業引継等、多様な発展段階に応じた支援策を強化すること。

### (4) IT、海外展開、ものづくり支援等の拡充

・IT、海外展開、「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」を拡充すること。

### (5) 消費増税、エネルギー制約の克服

・消費増税の慎重な判断と内需喚起等消費増税の負担を緩和する対策を実施すること。安価で安定的なエネルギー供給を実現すること。

## 2. 東日本大震災からの着実な復興支援の加速化

- (1) 東北の再生となる地域経済開発と新たな雇用基盤の確保
- (2) グループ補助金の十分な予算の確保

## 5. 資金調達の円滑化と改訂成長戦略を具現化する金融支援の強化

### (1) 公的金融機関等の機能の維持・強化

・商工中金、日本政策金融公庫等は、引き続き十分な政策機能が発揮できるよう必要な措置を講じること。

### (2) 高度化融資制度の活用拡大に向けた再構築

・再チャレンジを可能とする新たな措置を講じるなど高度化融資を積極活用可能な制度へと再構築を図ること。

### (3) 信用組合への支援強化とゆうちょ銀行の業務拡大への配慮

・信用組合の地域金融機能を堅持するとともに、ゆうちょ銀行の業務拡大が、協同組織金融機関の現場を混乱させることがないよう配慮すること。

### (4) 経営者保証ガイドラインの周知徹底等

・ガイドラインを遵守し、担保や人的保証に過度に依存しない融資慣行の普及を推進すること。

## 6. 商業・サービス業支援の強化

### (1) 商店街等及び中小小売商業の活性化支援の拡充

・商店街組織が行う身近で快適な商店街づくり、地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施設・設備等の整備を促進すること。

### (2) まちの機能の維持・活性化、中心市街地の再生支援

・まちづくり3法(大店立地法、中心市街地活性化法、都市計画法)の見直しの趣旨を踏まえた運用を速やかに実行し、コンパクトシティを国主導で推進すること。

### (3) 中小流通業対策の強化と中小サービス業の生産性向上等

・中小商業振興法(仮称)の制定による卸売業・小売業の振興・育成を図ること。また、観光立国実現のため、官民をあげた外国人観光客増加のための施策を実施すること。

## 3. 連携・組織化支援政策の強化

### (1) 小規模事業者の連携・組織化と中央会支援の強化

・小規模企業施策の体系を示す「5カ年計画」の実行に向けた組合等連携組織対策の充実・強化を図ること。  
・中央会事業を毎年度確実に遂行できるよう連携組織対策を拡充強化すること。指導員・組合人材の育成体制を拡充すること。

### (2) 組合制度の見直しと組合への助成措置の強化

・人口減少等環境変化に応じて組合制度を見直し、地域の課題解決に取り組む組合等への助成措置を強化すること。

## 4. 中小企業の活性化税制の拡充

### (1) 中小企業税制の縮減反対

・外形標準課税の中小企業への適用拡大、欠損金の繰越控除の利用制限、設備投資・研究開発等を推進する租税特別措置の利用制限は、絶対に行わないこと。

### (2) 事業承継税制の拡充

・再贈与に係る贈与税の納税猶予措置及び個人事業者の保有する建物等の事業用資産の課税負担を軽減する措置を講じること。

### (3) 中小法人等の軽減税率引下げ、軽油引取税の免税

・中小法人及び中小企業組合の法人税の軽減税率を引き下げること。軽油引取税は免税制度を恒久化すること。

### (4) 消費税の適正な転嫁等の万全な対策の実施

・万全な転嫁対策を実施すること。単一税率を維持すること。また、転嫁難に悩む商業・サービス業の活性化税制を延長すること。

## 7. 労働に関する支援の強化

### (1) 社会保障制度の見直し

・将来にわたって安定的な抜本的制度改革を行い、中小企業の経営実態や意見を踏まえ、過度な事業主負担とならないよう検討すること。中小企業の維持・発展を阻害することがないよう、厚生年金・健康保険の保険料の安易な引上げは行わないこと。  
・協会けんぽ等の財政安定のための支援を行うこと。

### (2) 中小企業の実態を踏まえた労働・教育対策の推進

・労働時間法制の見直し、労働者派遣法の改正など労働関係法令の見直しは、中小企業の実情を十分考慮して検討すること。  
・最低賃金は、中小企業の実態を踏まえ、経営実態に踏まえた上で設定を行うこと。  
・地域中小企業の人材確保・定着支援事業を継続実施すること。  
・外国人技能実習制度の適正な見直しを行うこと。  
・中小企業における女性人材の活躍推進策を充実強化すること。

## 8. 公正な競争環境の整備・官公需対策の強化

### (1) 不公正な取引への規制強化と下請法の厳格運用

・独占禁止法の行政調査における事業者に対する適正手続を保障する措置を講じること。景品表示法改正に伴い新たに設けようとしている「課徴金制度」について、中小企業の意見を踏まえて慎重に検討すること。  
・下請代金支払遅延等防止法を厳格に運用すること。

### (2) 官公需対策の強化

・国及び地方公共団体は、官公需適格組合制度の周知徹底及び受注機会の増大を図ること。  
・官公需適格組合が公共性のある施設や工作物等であって一定金額以上の工事を受注しようとする場合に必要とされる監理技術者について、組合員企業からの在籍出向を認めること。